

岐阜県公報

第 二 千 九 号
平成二十年十二月十九日
(金曜日)

目次

規 則

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課) 八四二^{ページ}

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 八四一

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 八四二

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 八四二

平成二十年における地籍調査に関する事業計画の変更

(都市政策課) 八四三

落札者等に関する公示

(会計課) 八四三

規 則

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十二号

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一部を次のように改正する。
第四条第一項第一号中「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第七百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十二月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更	敷地の幅	延長	備考
一般国道	四百十八号	恵那市武並町藤字中田尻 二七〇番一地从先から	同市同町同字深萱八 五番一地从先まで	別前後	員(メートル)	員(メートル)	
				後	一〇・五 二五・〇	九三・五	
				前	一〇・五 三三・五		

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十年十二月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人W3L
- 三 代表者の氏名 山田 徹
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市滝呂町一七丁目七五番地の七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して住民主体の情報技術の体験学習や情報技術の活用に関する協働事業および住民相互の共同学習について研究・企画し、具体的な「社会教育」支援のための事業を行い、地域社会において協働・

共学による「情報技術習得」の推進に寄与することを目的とする。

特に住民がIT技術の共有・発信・活用・交流の場を享受し、世代間交流・多文化交流・国際交流を図り、地域社会の住民活動の交流・連携に積極的に取り組むこと、また、そのような地域におけるNPOを含む住民の自発的活動を特にIT技術を活用して支援し、促進することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十年十二月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人馬瀬川プロデュース
- 三 代表者の氏名 小林 喜久壽
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市馬瀬中切一七八一番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、過疎化に悩む馬瀬地域の振興には、清流馬瀬川の保全と有効活用が不可欠であるという認識に立ち、これを「地域の宝」として維持するため、流域の歴史・風土・自然・生活・文化等を再認識し、地域づくりや人づくりを行い、自然資源を活用した体験交流活動、関係団体、指導者との連携づくりの他、産学官民の連携のもと様々な分野や地域を越えた交流や支援を行い、同時に円滑な活動を推進するために必要な調査研究や普及啓発を図り、将来にわたり地域住民および都市住民のいづれもが享受できる馬瀬川流域の保全及び魅力づくりに

審判手続の目的について

平成二十年度における地籍調査に関する事業計画の変更

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により定められた平成二十年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

調査を行う者の名称	調査地域		調査期間
	変更前	変更後	
瑞浪市	瑞浪市大湫町、釜戸町、土岐町、稲津町及び日吉町の一部	瑞浪市大湫町、釜戸町、土岐町、稲津町及び日吉町の一部	平成二〇・四・二五から 同二一・三・三一まで
		瑞浪市陶町の一部	公示の日から 平成二一・三・三一まで

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 **ケルナーウエブサーバ等の更新（貸借）一式**
- 2 契約の相手方を決定した手続 **随意契約**
- 3 随意契約の理由 **地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当**
- 4 契約の相手方を決定した日 **平成20年11月19日**

5 契約の相手方の住所及び氏名 **愛知県名古屋市中区栄5丁目27番14号**

センチュリー・リーシング・システム株式会社名古屋支店

支店長

薬師 敬造

6 契約金額 **45,328,500円**

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 **岐阜県警察本部総務室会計課**

(2) 所在地 **岐阜市数田南2丁目1番1号**

平成二十年十二月十九日印刷
平成二十年十二月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社